

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年2月まで
② 昭和48年2月から52年3月まで

私は、昭和46年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、一時金の受給を勧められたが、その後も継続して国民年金に加入し保険料を納付するつもりだったので断った。

これ以降も、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時は、必ず国民年金に加入し空白期間が生じないようにしていたが、私の年金記録を確認すると申立期間が未加入期間となっている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月頃に払い出されていることが、国民年金受付処理簿で確認でき、その時点で申立期間①は国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間①は7か月と短期間である上、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、一時金の受給を勧められたが、その後も継続して国民年金に加入し保険料を納付するつもりだったので断った。」と述べている申立人が、市役所で国民年金の加入手続を行いながら、保険料を納付しないとは考え難い。

さらに、申立人は、「母の国民年金の加入手続も一緒に行い、その際、二人分の保険料を納付したと思う。」と述べているところ、申立人の母親も申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立期間①については被保険者資格の取得日以降、納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料についても、納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について申立人は、「A市B区及びC市に転居した際には、国民年金に係る変更手続きを行い、各市で保険料の納付を行っていた。」と述べているところ、A市B区及びC市のいずれにおいても、申立人が被保険者として記録されていた形跡は見当たらない上、申立人の元夫も厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間について、国民年金へ加入した形跡は見当たらず未加入期間となっていることから、夫婦共に申立期間②の国民年金保険料を納付していなかったと考えられる。

また、申立人にはD市において、昭和54年3月14日付けで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該手帳記号番号に係る被保険者資格取得日は52年4月1日となっていることから、申立期間②は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金に係る記憶が無い上、申立人の母親及び元夫から当時の状況を聴取することができず、申立人の国民年金の各種手続及び保険料納付状況等が不明である。

このほか、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の船員保険被保険者の資格取得日は、昭和20年9月26日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年3月までは90円、同年4月から同年10月までは300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年11月1日まで

昭和20年9月にB学校を卒業し、卒業生全員がA社に採用され、自宅待機期間中もA社から給料が支給され、船員保険料も控除されていたはずなので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB学校の卒業証明書、申立人と同様にB学校卒業後、A社に採用された複数の同期生である同僚の証言及び当該同僚の当該期間に係る船員保険の被保険者記録から総合的に判断すると、申立人はB学校を卒業した翌日の昭和20年9月26日に船員としてA社に採用され、初乗船するまでの期間について、自宅待機の予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者を船員保険の被保険者とする制度は、昭和20年4月1日から開始されている。）であったことが認められる。

一方、申立人の船員保険被保険者名簿の資格取得日は昭和21年4月1日と記載されているが、船員保険被保険者台帳の資格取得日欄の記載は無く、変更欄に21年11月1日の記載がある。また、同僚の記録は、申立人と同様に、同被保険者名簿の資格取得日が同年4月1日、同被保険者台帳の資格取得日欄の記載は無く、変更欄に同年11月1日の記載がある。さらに、別の同僚の記録は、同被保険者名簿の資格取得日が昭和21年4月1日とされているものの、同被保険者台帳及びオンライン記録の資格取得日は20年9月26日とされており、A社に係る船員保険の記録管理が適正であったとは認め

られない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、B学校の同期生であり、同時期にA社に採用された同僚の取得日と同日の昭和20年9月26日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期生である同僚の船員保険の標準報酬月額から、昭和20年9月から21年3月までは90円、同年4月から同年10月までは300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和37年11月1日に、資格喪失日に係る記録を38年10月21日とし、申立期間の標準報酬月額を37年11月から38年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年10月21日まで

A社B工場において、結婚の1か月前まで勤務した。同事業所から受け取った源泉徴収票には社会保険料の控除額が記載されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係るA社B工場の人事記録の写し及び申立人が所持する同事業所が発行した源泉徴収票により、申立人は、同事業所に昭和37年11月1日から38年10月20日までの期間に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録及び昭和38年分給与所得源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額並びに人事記録の昇給に係る記載から、37年11月から38年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらない

ことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主による当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月25日は55万円、16年12月10日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成16年12月10日

A社での勤務期間中、平成15年6月と16年12月の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたのに賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成15年6月25日及び16年12月10日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日は55万円、16年12月10日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出して保険料を納付したが、当時の資料は無いとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和39年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月28日から同年4月3日まで
昭和29年3月にA社に入社し平成3年3月に退職するまで継続して勤務した。
厚生年金保険の記録に1か月の空白期間があるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している申立人に係るA社の名簿及び社内経歴等の資料により、申立人が同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記社内経歴の資料により、申立人は申立期間においてA社B支店に勤務していたと認められることから、A社B支店における資格取得日を昭和39年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年4月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年4月から同年10月までは34万円、同年11月から8年9月までは30万円、同年10月から11年6月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から12年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成6年4月から12年3月までの期間の標準報酬月額が著しく低く記録されている。給与明細書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額（翌月控除）から、申立期間のうち、平成6年4月から同年10月までは34万円、同年11月から8年6月までは30万円、同年12月から11年3月までの期間、同年5月及び同年6月は18万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年7月から同年11月までの期間の給与明細書を保管していないため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料

控除額を確認することができないものの、i) 当時の事業主は、「定時決定及び保険料改定までは、引き続き同額の厚生年金保険料を控除していた。」としていること、ii) 平成7年10月から8年6月まで同額の保険料(2万4,650円)が控除され、ほぼ同額の給与(37万5,000円前後)が支払われていたこと、iii) 8年12月から9年9月まで同額の保険料(1万5,615円)が控除され、ほぼ同額(29万円前後)の給与が支払われていたことが確認できる。これらのことから、申立人は、8年7月から同年9月までの期間については、同年6月と同額の保険料が給与から控除され、ほぼ同額の報酬月額を支払われていたと認められ、また、同年10月及び同年11月については、同年12月と同額の保険料が控除され、ほぼ同額の報酬月額を支払われていたと認められる。

さらに、申立人は、平成11年4月の給与明細書も保管していないものの、前後の月の保険料控除額が同額(1万5,615円)であること、及び前後の月の報酬月額はいずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えている(30万660円及び26万1,179円)ことから、当該月についても同額の保険料(1万5,615円)が控除され、オンライン記録の標準報酬月額及び控除されていた保険料に相当する標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたものと認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年7月から同年9月までは30万円、同年10月、同年11月及び11年4月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成6年4月から11年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成11年7月については、申立人から提出された給与明細書からは、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち平成11年8月から12年3月までの期間については、申立人は、給与明細書を保管していないことから、保険料控除が確認できない上、当時の事業主からも申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間のうち平成 11 年 7 月から 12 年 3 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 11 年 7 月から 12 年 3 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和53年9月から同年12月までは14万2,000円、54年1月は13万4,000円、同年2月から55年9月までは14万2,000円、同年10月から56年9月までは17万円、同年10月及び同年11月は18万円、同年12月は19万円、57年1月から同年3月までは18万円、同年4月から同年6月までは19万円、同年7月から同年12月までは20万円、58年1月は22万円、同年2月から61年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは22万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は26万円、62年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円、63年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は24万円、平成元年1月から同年4月までは30万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月及び2年1月は36万円、同年2月は41万円、同年3月は32万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は36万円、3年1月から同年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月から同年11月までは38万円、同年12月は41万円、4年1月は36万円、同年2月から同年5月までは41万円、同年6月は44万円、同年7月から同年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年11月11日から平成8年1月16日まで
A社に勤務していた約20年全期間において、標準報酬月額が実際よりも低く届けられている。

当時の給与明細書があるので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和53年9月、同年11月及び同年12月は14万2,000円、54年1月は13万4,000円、56年4月から同年9月までは17万円、同年10月及び同年11月は18万円、同年12月は19万円、57年1月及び同年3月は18万円、同年4月から同年6月までは19万円、同年8月、同年10月から同年12月までは20万円、58年1月は22万円、58年2月、同年4月から同年9月まで、同年11月、59年5月、同年7月から同年9月まで、60年2月、同年3月及び61年1月から3月までは20万円、同年4月から同年7月までは22万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は26万円、62年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円、63年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は24万円、平成元年1月から同年4月までは30万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月及び2年1月は36万円、同年2月は41万円、同年3月は32万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は36万円、3年1月から同年3月までは38万円、同年4月及び同年5月までは36万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月から同年11月までは38万円、同年12月は41万円、4年1

月は 36 万円、同年 2 月から同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 44 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 41 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月については、同年 9 月及び同年 11 月の給与明細書において、申立人は標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が支払われていることが確認でき、同年 10 月についても前後の期間と同額の 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が支払われ、同額の厚生年金保険料（標準報酬月額 15 万円に相当する保険料の 6,825 円）が控除されていたものと推認できることから、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月から 56 年 3 月までの期間について、i) 申立人は、「54 年*月に子供が産まれるため 15 万円ぐらいに給料を上げてもらった。その後も給料が下がることは無く、徐々に上がっていった。」と述べている上、当該事業所において 54 年 2 月 1 日から 58 年 5 月 21 日までの記録が確認できる同僚は、自身の勤務期間におけるオンライン記録では 7 万 6,000 円から 8 万 6,000 円で記録されているところ、「給料は 15 万円ぐらいであったし、退職時は 20 万円ぐらいあったと思う。」と述べていること、ii) 当該期間における申立人に係るオンライン記録の推移は、53 年 10 月の定時決定から 55 年 9 月までは同額、同年 10 月の定時決定において 1 等級上がり、それが 57 年 6 月まで継続していることから、申立人の報酬月額も同様の推移で上昇しているものと判断し、54 年 2 月から 55 年 9 月までの期間については 53 年 10 月と同額の 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が支払われ、同額の厚生年金保険料（標準報酬月額 15 万円に相当する保険料の 6,825 円）が控除されていたものと推認できる。また、55 年 10 月から 56 年 3 月までは同年 4 月と同額の 17 万円に相当する報酬月額が支払われ、同額の厚生年金保険料（標準報酬月額 22 万円に相当する保険料の 1 万 2,000 円）が控除されていたものと推認できる。これらの状況から、54 年 2 月から 55 年 9 月までの期間は 14 万 2,000 円、同年 10 月から 56 年 3 月までは 17 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、57 年 2 月については、同年 1 月及び同年 3 月の給与明細書において、申立人は標準報酬月額 18 万円に相当する報酬月額が支払われていることが確認でき、同年 2 月についても前後の期間と同額の 18 万円に相当する報酬月額が支払われ、同額の厚生年金保険料（標準報酬月額 20 万円に相当する保険料の 1 万 600 円）が控除されていたものと推認できることから、18 万円とすることが妥当である。

また、昭和 57 年 7 月、同年 9 月、58 年 3 月、同年 10 月、同年 12 月から 59 年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 10 月から 60 年 1 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間については、給与明細書がある期間とほぼ前後している期間である。また、i) オンライン記録において、月額変更により 57 年 7 月から標準報酬月額が 1 等級上がっていること、ii) 57 年 7 月か

ら 60 年 9 月までの期間のうち、給与明細書がある部分について、継続して各月おおむね 20 万円程度の報酬月額が支払われ、ほぼ同額の厚生年金保険料（標準報酬月額 22 万円に相当する保険料の 1 万 1,660 円又は標準報酬月額 24 万円に相当する保険料の 1 万 2,720 円）が控除されていることから、給与明細書が無い 57 年 7 月、同年 9 月、58 年 3 月、同年 10 月、同年 12 月から 59 年 4 月まで、同年 6 月、同年 10 月から 60 年 1 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間についても引き続き給与明細書が確認できる前後の期間と同額程度の報酬月額が支払われ、同額程度の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。これらの状況から、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とするのが妥当である。

また、60 年 10 月から同年 12 月については、61 年 1 月から同年 3 月までの給与明細書において、60 年 10 月より法改正により保険料率を変更しているにも関わらず、保険料控除額は従前の保険料率で計算された保険料を控除していることが確認できる。その状況から判断すると、60 年 10 月から同年 12 月についても、61 年 1 月から同年 3 月までと同額の 22 万円程度の報酬月額が支払われ、同額の厚生年金保険料（標準報酬月額 20 万円に相当する保険料であり、従前と同額の 1 万 2,720 円）が控除されていたものと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 4 年 10 月から 5 年 12 月、6 年 2 月から同年 11 月及び 7 年 3 月については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録より低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんを行わない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 11 月から 53 年 8 月までの期間については、申立人は、「入社当初の給料は非常に安く、8 万円なかったと思う。」と述べている上、当該事業所において 50 年 11 月 11 日から 52 年 8 月 30 日までの記録が確認できる同僚は、自身の標準報酬月額について、「実際と差があるとは感じない。」と述べていることから、当該期間の標準報酬月額が実際よりも低額に届出されていた様子はいかがえない。

さらに、申立期間のうち、平成 6 年 1 月、同年 12 月から 7 年 2 月まで及び同年 4 月から同年 12 月までの期間については、給料明細書がある期間と

ほぼ前後している期間であり、申立人は、前後の期間と同額程度の報酬月額を支払われ、同額程度の厚生年金保険料を控除されていたものと考えられることから、それぞれの額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないと考えられる。また、7年の定時決定において標準報酬月額が36万円に引き下げられていることについても、前年の定時決定以降の給与明細書の記録から判断して、特段不自然な様子はいかたがえない。

加えて、申立人に係る標準報酬月額の記録を遡及して減額された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和50年11月から53年8月までの期間及び平成4年10月から7年12月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月1日から同年9月3日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年9月3日まで

私は、昭和47年10月から49年4月末までの期間、A社に継続して勤務していた。途中の記録が欠落していることはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び職員給料明細表から判断すると、申立人は申立期間について継続して同社に勤務し、昭和48年8月頃にC村に所在する事業所からD市に所在する事業所に異動したことが認められる。

なお、異動日については、確認できる資料は無いものの、当該賃金台帳等の記録から、昭和48年8月1日とすることが妥当である。

申立期間のうちD市の事業所に異動後の期間については、当該賃金台帳等から判断すると、D市の事業所における厚生年金保険料の控除方法は、当月に支給する給与から保険料を控除する方法であり、同事業所において支給された昭和48年8月分給与から同年8月の保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち昭和48年8月の標準報酬月額については、当該賃金台帳等の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうちC村の事業所に勤務していた期間については、当該賃金台帳等から判断すると、C村の事業所における厚生年金保険料の控除方法は、翌月に支給する給与から保険料を控除する方法であり、同事業所において支給された昭和48年7月分給与から控除されている保険料は、同年6月の保険料であり、また、D市に所在する事業所において支給された同年8月分給与から控除されている保険料は、上述のとおり、同年8月の保険料であることが確認できることから、同年7月の保険料については給与から控除されていないことが認められる。

このほか、申立人の、申立期間のうち、昭和48年7月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和48年7月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月28日に、同社D支店の資格取得日に係る記録を同年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月30日から同年6月5日まで

私は、昭和23年3月にA社に入社し、退職するまで継続して同社で勤務したにもかかわらず、申立期間の年金記録が抜けている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和28年5月28日に同社C支店から同社D支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における昭和28年3月及び同社D支店における28年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年1月1日まで

私は、B社に入社してから、途中一度も退職することなく同社に継続して勤務していたが、年金記録では3か月の空白期間がある。記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、B企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金の記録及び申立人のB健康保険組合の健康保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において継続して勤務し（昭和46年10月1日にB社C本部からA社に異動し、47年1月1日にA社からB社C本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C本部における昭和47年1月の社会保険事務所（当時）の記録及び厚生年金基金が記録している申立人の申立期間の標準給与から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の後継事業所であるD社の事務担当者は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会にお

いても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 10 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年7月までの期間及び50年11月から52年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年7月まで
② 昭和50年11月から52年10月まで

ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。亡くなった父が加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。姉も年金記録確認A地方第三者委員会に申立てを行い、平成22年9月にあっせんされ、記録が訂正された。姉と同じように父が国民年金保険料を納付してくれていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月5日に払い出され、52年11月21日に任意加入で国民年金被保険者資格を取得しており、任意加入者は加入の申出をした日が資格取得日となることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、昭和47年4月から54年3月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、申立人は「姉は年金記録確認A地方第三者委員会に申立てを行い、記録が訂正された。」と述べているが、申立人の姉は昭和46年4月から47年3月までの期間に係る国民年金保険料について、過年度納付が可能であり、直前の国民年金保険料を過年度納付していることから記録訂正が認められたものであり、申立期間より前の期間でもあることから申立人の姉の記録訂正

をもって申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付けるものとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 3 月まで
私も弟も 20 歳になった時は学生だったが、母親が A 市役所で任意加入の手続きを行い、就職するまで国民年金保険料を納付した。弟は、当初抜けていた学生時代の記録が社会保険事務所（当時）で確認された。私も加入手続きを行い納付しているはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「20 歳になった時は学生だったが、母親が国民年金の任意加入手続きをしてくれた。」と述べているところ、A 市で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、申立期間は未加入期間となり国民年金保険料を納付することはできなかった。

また、申立人は「弟も 20 歳から任意加入していた。」と述べているところ、申立人の弟の記録が確認できるのは学生が強制加入となった平成 3 年 4 月からであり、20 歳になった頃からは任意加入しておらず、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金への加入手続き及び保険料納付は母親が行ったと述べており、申立人は関与しておらず、その母親は保険料額について「1 万円くらい。少しずつ高くなった。」と述べているが、申立期間の保険料は 6,740 円から 7,700 円と推移しており当時の状況と合致するとは言えない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年10月まで

平成3年6月に会社を退職したが、その年の11月には結婚して国民年金の第3号被保険者になることが分かっていたので、退職してから結婚するまでの期間は、自分で国民年金を納付していたはずだ。

未納であることを知らせる案内状や督促状が来た覚えはなく、5か月だけ未納であることに納得できないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職してから結婚するまでの期間は、A市において国民年金を納付していたはずだ。」と述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月20日にB町において払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間のうち3年7月より前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係るB町の国民年金被保険者台帳において、平成3年11月からの第3号被保険者としての記録は確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料の納付については確認することができず、同台帳に記録された「H5.9.20」は、B町において初めて手続がなされた日であり、それが国民年金手帳記号番号の払出日と一致することから、同日において申立人に係る国民年金の加入手続がなされたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳において、最初に記載された住所地がB町となっていることから、A市において国民年金の加入手続を行ったとす

る申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月まで

私は、母から国民年金に 20 歳から加入していると常々聞かされていた。申立期間において家計は比較的裕福であり、父が加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることに納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月 1 日に申立人、その両親及び兄に対して連番で払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したと推認される。

また、申立人は、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、A市が保管していた国民年金被保険者名簿によると、申立期間について、申立人の兄は未納であり、申立人の両親は過年度納付及び特例納付により申立期間後に遡って保険料を納付していることが確認できることから、申立人の父親は、申立期間当時は保険料の納付を行っておらず、申立期間後に国民年金の受給資格を得るために必要であった父親及び母親に係る申立期間の保険料は納付したものの、申立人及びその兄に係る申立期間の保険料は遡って納付を行わなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立期間当時の状況等について確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1077（事案 656 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 53 年 3 月まで

前回の申立ては、認めてもらえなかったが、私は、昭和 47 年 10 月末頃、A 市 B 区に転入した際に窓口職員から「遡って納付できる保険料は 5 年分まで」との説明があり、その場で納付書を発行してもらい、後日、当該 5 年分及び昭和 47 年度分の保険料を納付した。それ以降は、金融機関の窓口から納付書により、あるいは口座振替により定期的に保険料を納付していた。また、51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料は、C 市に転入してから遡って納付したが、転入前の A 市 B 区でも納付しており二重に納付している。

前回の委員会の判断に納得できず、自ら A 市 B 区役所等に行って当時の事情等を聞いてきたので、昭和 42 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の保険料が未納となっていることと、C 市に転入後に納付した 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料は A 市 B 区でも納付しており二重に納付されていることについて、再審議し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 過年度納付により遡って納付できる国民年金保険料は 2 年間分であること等から A 市 B 区役所の窓口職員が 5 年間の保険料を遡って納付できる旨の説明をしたとは考え難いこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間に A 市 B 区において国民年金手帳記号番号が新たに払い出された形跡が見当たらない上、申立期間より前の昭和 36 年 7 月 22 日に払い出されていた申立人の国民年金手帳記号番号に係る申立期間の納付記録も見当たらないこと、iii) オンライン記録において、申立人について、複数の読み方で氏名検索を行ったものの、申立期間に係る

納付記録は見当たらないこと、iv) 申立人が所持している国民年金手帳及び領収証書により 53 年 7 月 8 日に C 市において国民年金の住所変更手続きを行い、その 4 日後の同年 7 月 12 日に 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の保険料を納付していることが確認できることから、前住所地の A 市 B 区で納付していたことに気付かないまま当該期間の保険料を二重に納付することは通常では考え難いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、前回は不明であった A 市 B 区への転入日について、昭和 47 年 11 月と判明したので、国民年金手帳記号番号払出簿を再確認したが、A 市 B 区において同年 10 月から 48 年 1 月までの期間に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

また、申立人は、A 市 B 区役所等に行って当時の事情等を聞いてきたとしているが、それらの事情等には委員会の当初の決定を変更すべき内容は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、国民年金に加入することは国民の義務だと認識をしていたので、会社退職後の昭和 57 年 6 月に A 市役所に出向き、国民年金の加入手続をしたことを覚えている。夫と一緒に国民年金保険料を納付しており、夫の納付記録が納付済みであるにもかかわらず、私の納付記録が未納とされているのは納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 57 年 6 月に A 市役所に出向き国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号は、60 年 10 月 15 日に申立人に対し払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したと考えられる上、この時点において、申立期間のうち 57 年 6 月から 58 年 6 月までの期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上述の国民年金手帳記号番号払出日において、申立期間のうち昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を納付することは可能であったが、オンライン記録によると、当該国民年金手帳記号番号の払出しに伴い同年 10 月 28 日に過年度納付書が作成された記載が確認できるものの、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したことを推認できる事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、夫と一緒に国民年金保険料を納付しており、夫の納付記録が納付済みであるにもかかわらず、自らの納付記録が未納とされている

のは納得できないと主張しているが、オンライン記録によると、申立人及びその夫について、保険料の納付日が同日になるのは昭和 60 年 11 月 8 日以降であり、同月分の保険料の納付日が同日になるのは 61 年 11 月 12 日の同年 10 月分以降の保険料であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
A校に在学中にA校の生徒 20 人と一緒にB社に実習及び業務補助として働いていた。
しかし、申立期間におけるB社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。
勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA校に係る資料により、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかった。

また、申立人と同様にB社に勤務していたA校の生徒 20 人にも、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、C法人はB社における申立人の記録は保存していないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで
私は、求人紙を見てA事業所に応募し、昭和 63 年 6 月から平成元年 5 月まで同事業所で勤務した。当時、同事業所の従業員数は 13 人ほどであった。また、同事業所の建物の構造は具体的に記憶している。
同事業所における厚生年金保険の記録が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所での業務内容、従業員数及び同事業所の建物の構造などを具体的かつ詳細に記憶していること、及び当時の事業主の証言から判断して、申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同事業所は、平成 11 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険の届出をしていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」としている。

さらに、同事業所に申立人と同時期に勤務していた同僚は、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 57 年 12 月 20 日まで

私は、入社時の社長との約束により初任給 16 万 8,000 円から始まり、21 万円、25 万円と昇給し、退職する頃には 30 万円近い給与があった。この給与の受給額は雇用保険の受給資格者証からも確認できる。しかし、ねんきん特別便を見ると、申立期間の標準報酬月額の記録は 11 万 8,000 円から 16 万円となっており、実際の給与と相違している。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された雇用保険受給資格者証の賃金日額の記録により、申立人のA社を退職する頃の給与額は、その主張どおり約 30 万円であったことは認められる。

しかしながら、申立てに係る事業所の申立期間当時の事業主は死亡しており、後継事業所にも当時の状況を知る者はおらず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認又は推認できる資料及び証言を得ることができない。

また、同僚の昭和 55 年から 59 年 12 月までの給与明細書により、当該給与

明細書に係る総支給額とオンライン記録の標準報酬月額に大きな差はないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、ほかの従業員の標準報酬月額と比べ低額である状況となっていない上、事業主以外の従業員について、標準報酬月額が 20 万円以上になっている者はいないことが確認できる。

加えて、同僚の記録を含め、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。